

# 岐阜県支部だより

- 1 巻頭言
- 2-3 支部研修会報告
- 4 事務局より

## 巻頭言 「公認心理師のこれから」

岐阜県支部 顧問 宮本 正一



昨年の9月に「公認心理師」法案が国会で立法化され、いよいよ国資格が動き出すことになりました。現在、いろいろな「〇〇心理士」という名前で活躍している方々にとっては、現有資格との関係がどうなるのかが気になるところです。

「公認心理師」という名称の問題で「心理士」としないで「心理師」と、教師の「師」の字を用いたのは、臨床心理士や学校心理士等の民間資格有資格者がこれまで通りの活動ができるようにとの配慮があったとのこと。つまりこれからは公認心理師、臨床心理士、学校心理士等が混在する時期が来ることとなります。

「公認心理師」は名称独占ですから、資格を持たない人が公認心理師をかたって仕事をしては処罰されることとなりますが、臨床心理士や学校心理士等が従来の資格で仕事をするのは全く問題がないわけです。つまり「公認心理師」は「業務独占」ではないからです。あとは社会的信用がどれくらいあるかが問われるだけです。

これまでの国資格の中で、民間資格を国資格に移行させた前例はないとのこと。従いまして「移行措置」として当分の間、種々の民間資格有資格者に公認心理師の「受験資格」を与えることになると思います。どの範囲までの人たちに受験資格を与えるかがまず気になるところです。

学歴としては大学院修士課程修了が第1号基礎資格になっています。ただ心理学関係の「基準単位数」をどの程度に設定するのかが問題となります。これまでの心理学関連大学院カリキュラムの中で、これから公表される「公認心理師」カリキュラムを充足する者だけを受験資格有資格者とすると厳格に狭めるとは考えられません。すると心理学関係の「後期博士課程」を終了した者は全員受験資格を認めることになるかもしれません。心

理学関係の「修士課程」を修了した者はどうするのか、単位数で決めるのか、その内容構成はどうするのか。「臨床心理学」以外の心理学専門出身者に受験資格を与えるのか。関係者は頭の痛い問題が残っています。

学歴としての第2号基礎資格は大学で心理学を学んだ者で、実務経験を積んだ者です。ここでも「大学で心理学を学んだ者」をどう規定するかが問題となります。今のところ学士課程レベルで心理学を学んだことを保証しているのは認定心理士という民間資格です。一応これが基準になると思います。

「実務経験」をどのように規定するかという問題も複雑です。国家公務員の中で法務省の矯正心理専門職などは人事院が行う試験を通過していることや職務内容が専門職として国が定めていることなどから、例えば「5年以上の実務経験」を経た者を認めることになるでしょう。では、各県の児童相談所の心理職はどうなるのでしょうか。これも「地方分権」を考えると受験資格を考慮せざるをえないと思います。さらに、市町村の相談員の実務経験は認めるのでしょうか。学校教員の教育相談担当教諭の場合はどうなるのでしょうか。各県の教育センターに在駐する相談員やカウンセラーの実務経験をどう判断するのでしょうか。

最後に「移行措置」としての「試験」はどうなるのでしょうか。学力試験を課すのでしょうか。ケースレポートを課すのでしょうか。「研修」だけで済みますのでしょうか。試験を実施するには相当の費用が必要ですが、国の費用ではなく、民間からの寄付に頼るという話もあります。

解決すべき課題は山積です。我々民間資格有資格者として気の抜けない日々が続きます。

## ☆ 支部研究会報告 ☆

### ◇第3回研修会◇

開催日：平成27年10月24日（土）  
会 場：恵那市竹並コミュニティセンター

#### ◎報告

- 全体会 13:30～14:00
- 講話 14:00～15:00

「予防・開発的な教育相談を  
心がけた学級づくり」  
岐阜県教育委員会学校安全課  
教育相談係 大坪一才恵

発達・成長の観点から、子供の実態をみると、今、社会課題であるいじめは、どの学校でも、どの子でも起こりうる可能性があるとして、国立教育政策研究所(H25, 7)の以下のデータを示されました。

小4～6 被害経験なし 13.2%加害経験なし 14.3%

中1～3 被害経験なし 28.7%加害経験なし 28.4%

しかしながら、荒れへの慣れが、いじめを気付きにくくしているとも話されました。いじめは見ようとしなければ見えません。不登校もどの子にも起こりうる可能性がありますし、自殺大国日本の汚名は何としても返上しなければならないとして、子どもの自殺予防教育の3つの内容を紹介されました。

- ① 困ったときSOSを出していいのだよ。
- ② 自分に合ったストレス対処法を身に付けよう。
- ③ 友人の危機に遭遇したときは・・・。

小・中・高等学校の教育指導の方針と重点では、望ましい人間関係を築く力と自己指導力を育てることが、求められています。

春日井敏之先生の言葉を紹介されながら、学級担任は、「つながること」「つなげること」を大切にして、子供一人一人に「自己肯定感」を育てたいと話されました。また、そのために必要な「認める」ことには、2つの意味があるそうです。① 成長したい。② 否定されたくない。つまり、褒めたり、励ましたり、ねぎらったりすることで、つながりの中で自己肯定感を育むことができます。まずは、温かくのびのびと振る舞える、楽しい学級づくりをすることや居場所づくりをし、帰属意識を維持すること。自分が大事にされていると感じることで、初めて心のエネルギーを充足させることができる。それこそが「育てる教育相談」であると、講話を結ばれました。



#### ● 事例研究会

「一人一人の願いを大切にできる学級づくり  
～QUなどの結果から生徒の意識を多面的に捉え、繋ぐことを大切に～」中学校教諭  
「集団に適応できないネグレクトが疑われる児童への指導」  
小学校教諭

2グループに分かれ、少人数でしたが時間が超過するほど活発な意見交流が行われました。1次支援から3次支援に至るまで、様々な視点での研究協議ができました。

(文責：佐藤 礼子)

### ◇第4回研修会◇

開催日：平成27年12月19日（土）  
会 場：岐阜大学附属小学校

1年の中で、第4回の研修会は事例研究にじっくり時間をかける会として位置付けられています。事例研究会の前には、古田副理事長からご挨拶があり、その中でストレスについて触れられました。攻撃に向かう子どもが増える現状をとらえ、心理学の理論を分かりやすく引用されながら、身を守る手段の一つとして、子どもたちにストレス対処法を学ばせる必要があると述べられました。そして、それは教員も同じだとも付け加えられました。

#### ●事例研究会

「家庭環境に問題抱えた生徒との関わりを通して学んだこと」  
中学校教諭

「学校を休みがちで家庭にも  
支援が必要な生徒への対応について」  
中学校教諭

参加した②の事例研究会では、参加者の自己紹介の後、事例提供者からの説明、質疑応答を行い、その後2つのグループに分かれ具体的なアプローチについて協議しました。本人に対して学校が行う支援については、本人のリソースとしての興味関心、クラスの間関係、進路などの観点からの対応について意見が出ました。また家庭環境への支援としては、家族だけでなく外部機関を活用する支援を様々な角度から検討しました。最後に事例提供者の先生は、「対応していると不安になってくる時がある。今日はいろいろな提案を言ってもらえて、次の案を考えながら対応できるので、とてもよかった。」と感想を述べられました。

事例①の会に参加者からの感想には、「初めて参加したが本当に勉強になることばかりだった。・・・様々な視点から考えていく過程で、本人が抱える問題だけでなく、この先のことへも話が広がり、だんだん話が明るくなることもいいなと思った。一人で悩まずたくさんの先生に相談していきたい。」「勤務校における似たような事例を思い浮かべながら勉強させていただいた。事例発表者の先生の柔軟な対応や子どもの話をじっくり聞く姿勢に感動した。」という声もありました。

(文責：大坪一才恵)



## ◇第5回研修会◇

開催日：平成28年2月20日(土)

会場：岐阜大学附属小学校

今年度最後の研修会でした。開会のあいさつでは、大竹理事長が、子育て支援の現状を紹介されました。幼いお子さんを持つお母さんに悩みを持つ事が多く、母親同士のネットワークに目を向けることも必要であると話されました。児童生徒の支援に関わる私たちも同様に、悩んでいることを研修会で出し合い共有しながらつながっていく大

切さを感じました。

## ●講話

「次年度に引き継ぐために、今、大切に  
したいこと～養護教諭の立場から～」  
岐阜市立岐阜中央中学校  
養護教諭 吉村 佳子 先生

進級、進学に向けて、配慮や支援が必要な児童生徒の「引き継ぎ」の準備をする時期です。「短時間にどんな情報を」引き継ぐのか、小グループに別れ演習をしました。引き継ぎが不可欠な子どもに対して「個別支援シート」の活用について話されました。「個別支援シート」を保護者と共に作成することや、校内で引き継ぎ内容を検討し精選して、進学先へつなげると教えていただきました。チームで対応する大切さや小中学校のネットワークの必要性を改めて感じる講話でした。

## ●事例研究会 & 実践交流会

「広場恐怖症を抱え、欠席がちな  
生徒への対応」  
高等学校教諭  
「学業不振をきっかけに、登校しぶりが  
見られる児童への取組  
～教育相談担当としてできること～  
小学校教諭

小学校の事例研究会に参加しました。i) 教育相談担当としてどう働きかけるか ii) 困り感を持っている担任を校内体制でどう支えるか iii) 引き継ぎをどう進めるか の視点で、意見交流がされました。参加された方が最も共感したことは、事例提供者の先生が、教育相談担当として児童の記録をとることを大事にし、実践されていることでした。同席された古田副理事長は、「近すぎるとよく見えない。遠くの方がよく見える。」という喩えで、「記録を積み重ね、他の職員と共有することでその子のつまずきや困っていることに気づいたり、推測したりする力が養われていく。」と資料の読み取りや記録の活用について助言されました。事例研究会が終わった後、「すっきりした。」という感想もあり、学びの多い研修会になりました。

(文責：佐々木文枝)

## 質問コーナー



**研修会の案内の中に「学校カウンセラーによる教育相談」とありますが、どのような相談ができるのですか？**

### ・「学校カウンセラー」について

本学会が1995年度から始めた認定資格です。いくつかの条件を備えた会員が申請し、審査を経て認定されます。以下は学会のホームページからの引用です。

この学会の『学校カウンセラー』の資格認定は二つの目的を持っています。

第一は、学校教育相談の専門家としての資格をもち、学校内の中核的な存在になっていただくことです。『スクールカウンセラー派遣事業』という名称で学校内に臨床心理の専門家が置かれつつあります。しかし、学校現場の声を反映できる生徒指導・教育相談の実現には、子ども達と共に生きる先生方に期待するものが多大です。その中心を担っていこうとするのが本学会の資格認定の主旨です。また、スクールカウンセラー推進のための新しい統一資格として「ガイダンスカウンセラー」の認定が平成23年度から始まりました。

「学校カウンセラー」はその基礎資格の一つです。学校教育相談に関して最も力を発揮できる学会として「学校カウンセラー」を認定しています。

第二は、豊富な実践や、実績を残して退職された学会員が、その経験を学校の内外で生かすために資格を取得していることが有利に働くと思われるからです。教育委員会の嘱託相談員をはじめスクールアドバイザー・さわやか相談員・こころの教室相談員等いろいろな形で、学校を外部から支援することができるので、会員の皆様の自己実現とともに、ライフワークとして資格の取得を目指していただきたいものです。

### ・相談内容はさまざまです。

児童生徒への支援にかかわることでしたら、どの

ような内容でもご相談ください。日頃の実践の中で疑問に感じていること、迷っていること、行き詰まりを感じていることなど、どのようなことでも一緒に考えていきます。

今年度も何人かのご相談がありました。「学校の中でも相談しているが、ぜひ他の人の意見も聞いてみたい」と思われたら、ぜひこのような機会をご利用ください。

## 事務局より

平成28年度が始まりました。新学期がスタートして、どの学校も忙しい頃かと思えます。一方、児童生徒にとっては、新たな環境の中で生活する緊張の日々でもあります。前年度から学級集団や部活動などの仲間に馴染めなかった子にとっては、不安を抱えながらの日々かもしれません。学校教育相談に携わる我々は、そのような子の気持ちに、できる限りよりそって、見守りたいものです。

先日、なかなか小学校へは登校することができなかった子が、中学校の新学期から登校できるようになったという話を聞きました。よく話を聞けば、学年末から小学校と中学校の教師同士で連絡をとり合い、新学期に向けて何をすべきなのか相談を重ねたそうです。そして、春休み中に中学校の教師が家庭訪問をし、保護者や本人を面談しました。本人や保護者の話を聞きながら、学校側が不安を解消するような話をしました。その家庭訪問を数回繰り返した結果、登校につながったのだそうです。小学校と中学校が密な連携をしたからこそ生まれた成果だといえるでしょう。「卒業後も気になる。」「入学前だけれど、気になる。」この小中学校の両者の思いが、一人の生徒の生活を盛り立てました。このような素晴らしい連携の話を聞くとうれしくなります。これも「チーム学校」の大切なエピソードになるのではないのでしょうか。

(文責：事務局長 木村 正男)

日本学校教育相談学会岐阜県支部会報第16号

2016年(平成28年)4月20日発行

発行：日本学校教育相談学会岐阜県支部

編集：日本学校教育相談学会岐阜県支部広報委員会

ホームページ：<http://jascg-gifu.net/>